

平成 27 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド
 住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
 (コード番号：3691 東証マザーズ)
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 本 部 長 東 本 和 人
 TEL. 03-5114-3580

定款の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び役員を選任について、平成 27 年 12 月 25 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 今後の事業拡大および取締役会の監督機能の強化に備えるため、現行定款第 19 条（取締役の員数）に定める取締役の員数を 7 名以内から 10 名以内に変更を行うものであります。
- ③ 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことから、これに対応するため現行定款第 30 条（取締役の責任免除）および現行定款第 41 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 (条文省略) (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(商 号) 第 1 条 (現行どおり) (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業	(1) (現行どおり)
(2) 国内および国際付加価値通信網による通信販売ならびに情報提供の仲介	(2) (現行どおり)
(3) 付加価値通信網による決済代行業	(3) (現行どおり)
(4) インターネット等の通信媒体を利用した広告業および広告代理業務	(4) (現行どおり)
(5) クラウドソーシング事業	(5) (現行どおり)
(6) 投資事業組合財産の運用および管理ならびに投資事業組合財産持分の募集、販売	(6) (現行どおり)
(新設)	(7) 有価証券の取得、保有、投資および運用
(新設)	(8) 投資業、投資運用業および投資助言・代理業

(新設)	(9) 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにこれらに関するコンサルティング業務
(新設)	(10) 産業財産権、ノウハウ、著作権、インターネットにおける識別名称であるドメインネームその他の知的財産権の権利取得・権利利用・権利管理に関する仲介、斡旋、侵害対応、調査、コンサルティング
(新設)	(11) 企業・商品等のネーミング開発、ロゴ 開発ならびにそれらに関する調査等
(新設)	(12) ブランド戦略の提案、ブランド意識調査、ブランド価値算定およびブランドマッピング等ブランド価値向上の為のブランドコンサルティングサービス
(新設)	(13) 翻訳・通訳、書類作成等の事務代行
(7) 前各号に関連するソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング業務	(14) (現行どおり)
(8) コンピュータの利用による各種情報の提供	(15) (現行どおり)
(9) コンピュータソフトウェアの研究開発および販売	(16) (現行どおり)
(10) 有料職業紹介事業	(17) (現行どおり)
(11) ウェブサイトの企画、設計、開発、運営および売買	(18) (現行どおり)
(12) 前各号に付帯する一切の事業	(19) (現行どおり)
第3条～第18条(条文省略) (取締役の員数)	第3条～第18条(現行どおり) (取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内とする。</u>	第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u>
第20条～第29条(条文省略) (取締役の責任免除)	第20条～第29条(現行どおり) (取締役の責任免除)
第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	第30条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第31条～第40条(条文省略) (監査役の責任免除)	第31条～第40条(現行どおり) (監査役の責任免除)
第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	第41条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第42条～第48条(条文省略)	第42条～第48条(現行どおり)

(3) 日程

定款一部変更の効力発生予定日 平成 27 年 12 月 25 日 (金)

2. 取締役選任

取締役全員(4名)は、第11期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社の経営体制の一層の強化を図るため取締役を4名増員し取締役8名の選任を付議するものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	選任の種別
菊池誠晃	再任
東本和人	再任
熊坂慶太	再任
金光善浩	新任
寺原大作	新任
有賀貞一	新任
穂田誉輝	新任
神野彰史	新任

【ご参考】新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
かねみつ よしひろ 金光 善浩 (昭和57年9月9日生)	平成19年11月 フォーランドフォレックス株式会社 (現 楽天証券株式会社) 入社 平成23年6月 当社入社 平成27年10月 当社執行役員就任 (現任)
てらはら だいさく 寺原 大作 (昭和42年2月12日生)	平成2年4月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 平成24年10月 株式会社リクルートキャリア転籍 平成27年4月 当社入社 平成27年10月 当社執行役員就任 (現任)
あるが ていいち 有賀 貞一 (昭和22年10月13日生)	平成2年6月 株式会社野村総合研究所 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成9年6月 株式会社CSK 専務取締役就任 平成12年6月 同社 代表取締役副社長就任 平成17年10月 株式会社CSKホールディングス 代表取締役就任 平成20年6月 株式会社ミスミグループ本社 代表取締役副社長就任 平成23年10月 AITコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 平成27年10月 株式会社アイリッジ 社外取締役就任 (現任)
あきた よしてる 穂田 誉輝 (昭和44年4月29日生)	平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス (現 株式会社ジャフコ) 入社 平成8年4月 株式会社ジャック (現 株式会社カーチスホールディングス) 入社 平成11年9月 株式会社アイシーピー 代表取締役就任 平成12年5月 株式会社カカコム取締役就任 平成13年12月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 同社取締役相談役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役就任 (現任) 平成24年5月 同社代表執行役員就任 (現任) 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長就任 (現任)
じんの あきふみ 神野 彰史 (昭和43年5月7日生)	平成4年4月 大和証券株式会社入社 平成7年2月 グッドウィル・グループ株式会社 取締役就任 平成17年1月 株式会社グッドウィル 代表取締役社長就任 平成20年7月 株式会社リージェンシー設立 代表取締役就任 (現任)

以上